一　法第二条第三項第二号及び第三号に掲げる取引（これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第二号及び第三号に掲げる取引の場合　現実価格若しくは現実数値が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引

二　法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合　これらの号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引又は当該権利を取得する立場の当事者となる取引

三　法第二条第三項第五号及び第六号に掲げる取引（これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第六号に掲げる取引の場合　商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引

3　一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が法第二百二十条第一項本文の規定により委託者等に通知しなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引業者が第一項各号に掲げる事項を通知したときは、他の商品先物取引業者は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項（当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限る。）を通知することを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者が委託者等のために法第二条第二十二項各号に規定する代理のいずれかを業として行う場合には、この限りではない。

第百九条の次に次の一条を加える。

（取引の成立の通知を要しない場合等）

第百九条の二　法第二百二十条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　店頭商品デリバティブ取引が成立したときに当該店頭商品デリバティブ取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき。

二　注文・清算分離行為が行われた場合であって、法第二百二十条第一項本文の規定により通知すべき事項を注文執行会員等が委託者等に通知することに代えて清算執行会員等が通知することにつき、あらかじめ当該委託者等、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意しているとき。

2　商品先物取引業者は、前項第一号の契約書の交付に代えて、次項に定めるところにより、委託者等の承諾を得て、当該契約書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電磁的方法（第九十条の三第一項第一号ニに掲げる方法を除く。以下この条において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該契約書を交付したものとみなす。

3　商品先物取引業者は、前項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、委託者等に対し、その用いる第九十条の三第一項第一号イからハまで又は同項第二号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法による承諾を得なければならない。

4　前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、委託者等から書面又は情報通信を利用する方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者等に対し、記載事項の提供を情報通信を利用する方法によってしてはならない。ただし、当該委託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5　第九十条の三第二項（第三号ロ及び第四号を除く。）の規定は、第二項の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、同条第二項第三号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは、「を記録した」と読み替えるものとする。

6　第三項及び第四項の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一　第九十条の三第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された委託者等の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該委託者等の閲覧に供し、当該商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者等の承諾に関する事項を記載する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに委託者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

7　前項各号に掲げる方法は、商品先物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第百十条の次に次の一条を加える。

（公益又は特定委託者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの）

第百十条の三　法第二百二十条の四第一項ただし書及び同条第二項ただし書の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる規定の適用について当該各号に定める場合とする。

一　法第二百二十条　委託者等からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

二　法第二百二十条の二　委託者等からの個別の取引証拠金等の受領に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

第百十一条第一項第一号イ中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に、「第百十二条」を「次条第一項各号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者（第百七条で定める者をいう。以下この条において同じ。）」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に改め、同号ロ中「第二条第八項第二号」を「第二条第三項第二号」に改め、同号ハ中「第二条第八項第三号」を「第二条第三項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第八項第四号」を「第二条第三項第四号」に改め、同号ホ中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に改め、同号ヘ中「第二条第八項第二号」を「第二条第三項第二号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に改め、同号ト中「第二条第八項第三号」を「第二条第三項第三号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験を有する者」を「商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者」に改め、同号チ中「第二条第八項第四号」を「第二条第三項第四号」に、「商品取引員が、専門知識及び経験